

基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会・  
臨床医学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：総合微生物科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員 会に○印を付け る。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会 農学委員会 基礎医学委員会 臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>細菌やウイルスなどの微生物には、有用性あるいは病原性を有するものもあり、また未同定のものもある。微生物科学は分子レベルでの生命の基本を理解するためには極めて重要であるとともに、自然環境の理解にも不可欠である。</p> <p>新規微生物の発見とともに、基礎微生物科学の推進をはかり、微生物の能力を知り、微生物と人類との関わり合いを広く深く探求することは、人類の文化をより豊かに発展させることに大きく貢献する。</p> <p>本分科会は、病原微生物を含む全ての微生物の研究を多方面から総合的に展開することにより、基礎から応用に至る全ての局面で、人類の文化に対する微生物の貢献を明らかにすることを目的として設置する。</p>
4	審議事項	<p>1. 新規微生物の発見</p> <p>2. 微生物の増殖・生活環に関する研究展開</p> <p>3. 微生物の新たな能力開発</p> <p>4. 微生物と宿主との関わり合い</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和6年2月29日～令和8年9月30日
6	備考	